

## 地域計画策定に係る協議の場 (小熊町地域、竹鼻町・上中町地域、下中町地域、桑原町地域) 主な意見

### (1)地域における農業の将来の在り方

- ・農地の集約化及び高効率化農業の推進は必要事項。
- ・次世代に続く働き手の確保が困難な時が来るので対策が必要。
- ・用水の通水期間を長くすることにより、米麦その他の栽培方法、品種の多様化に対応できる方法を模索すべき。
- ・担い手だけではなく、農地所有者を含めた多様な人が自分事として参画して役割を担う形が必要。
- ・計画は農政に限定せず、多様な農地利用を含め、市の街づくりとの連携を盛り込む必要がある。計画変更の柔軟な取り扱いも必要。
- ・畑を管理する担い手もいるため、水田・畑を区分せず一括で取り扱う必要がある。
- ・小規模や兼業他多様な農業形態も受け入れる体制・表現とすべき。
- ・農業は市の基幹産業。市をあげて持続可能な農業に取り組むことが必要。

### (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域

- ・現状の農用地面積を確保していきたい。
- ・対象区域については、所有者等が希望する農振農用地区域以外の農地を含めるなど、柔軟な対応が必要。

### (3)農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために 必要な事項

- ・再ほ場整備されていない地域がほとんどなので、まずは条件整備をして担い手が利益を上げることのできるほ場にすべき。田も畑も用排水分離をしなければ、作業効率が悪く永続的に農業ができない。
- ・農地中間管理機構を活用しても、ほ場条件によって受け手が見つからない場合もある。ほ場整備が必要。
- ・全ての担い手が経営農地を農地中間管理機構経由の利用権設定に切り替えれば、集約化が加速する。
- ・農地集約のためには、誰に貸しても同一条件(賃料等)にする調整が必要。
- ・多様な管理主体や契約方式のあり方も認める表現が必要。農地中間管理機構による独占は好ましくない。
- ・多様な生き方を前提とした将来の社会における農業に対応できる考え方やシステムを明示して盛り込む必要がある。
- ・農用地の効率的、総合的な利用を図るには、関連事業や関連施設としての土地利用が考えられる。

## 地域計画策定に係る協議の場 (小熊町地域、竹鼻町・上中町地域、下中町地域、桑原町地域) 主な意見

### (4)その他

#### 【計画全般】

- ・地域の特性や歴史的な事情を考慮し、一律の内容ではなく、地域ごとの特色のある計画にすべき。
- ・ほ場整備状況や用排水路管理方法等、地域における農地管理上の条件の違いや区分けの方針を計画に明示する必要がある。

#### 【用水関係】

- ・土地改良区によって用水費の負担者のルールが違うので統一すべき。条件を統一しないと、農地集約の障壁となる。
- ・耕作者が水の管理をするようなルールを作って欲しい。土地持ち非農家に水管理を強いる仕組みには無理がある。
- ・農地・水保全管理支払交付金により水路掃除も機械化で一斉に行うことができるので、活用する施策を検討すべき。

#### 【管理区分関係】

- ・水路や畔の管理区分については、人によって認識に差がある。認識の共有化を徹底しないと、受け手が借受可否を判断することも難しくなる。
- ・担い手へ農地管理を依頼する場合、土地所有者等が管理経費を負担すべき。本来は、土地所有者の責任において維持管理すべきものである。
- ・農地に隣接する道水路敷地等の管理は、担い手への有償委託という形で管理方法を見直すべき。

#### 【農地関連法制関係】

- ・弾力的な農地利用が可能になるよう農地法を見直すべきではないか。
- ・所有者不在農地でも円滑に利用権設定できるように法整備すべき。

#### 【営農上の実務的課題】

- ・幅の広い道路の交差点付近の水田にゴミが大量に捨てられる傾向があり、営農の支障になっている。そのような問題への対策も必要ではないか。
- ・経営の大規模化に伴い、作業機械等が今後大きくなっていくことが想定されるため、機械を運搬する車両も大きくなる。そのような車両の駐車場所の確保が難しい。条件不利な水田を活用して整備できないか。

※上記は協議の場での主な意見を抜粋し、整理したのになります。